特　記　仕　様　書

（趣旨）

第１条　この仕様書は、施設機械工事共通仕様書（平成 26 年 6 月 10 日付け農計第 217 号農林水産部長通知、最終改正平成 27 年 6 月 5 日付け農計第 208 農林水産部長通知）に定めるもののほか、次の工事（以下「工事」という 。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（１）工事の名称　　農地海岸保全施設災害復旧事業　小友地区　第２号工事

（２）工事の場所　　陸前高田市小友町地内

（優先順位）

第２条　この工事における仕様書の適用の優先順位は次のとおりとする。

（１）特記仕様書

（２）施設機械工事等共通仕様書

（施工管理）

第３条　受注者は、「施設機械施工管理基準」（平成 20 年 5 月 20 日付け農計第 183 号農林水産部長通知以下「管理基準」という。）に基づいて施工管理を行う他、別添水門工事特記仕様書に基づいて施工管理を行うものとする。

（１）施工管理の実施にあたっては、監督職員と事前に協議を行い、その指示に従うこと。

（２）管理基準に定めない項目であっても、監督職員が必要と認めた場合にはこれを行うこと。

（工期）

第４条　この工事の工期は、平成 28 年 3 月 15 日までとする。

（施工準備期間）

第５条　この工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、契約書に定める工事開始日から 30 日間の施工準備期間を見込んでおり、受注者は、工事開始日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。なお、施工準備期間内の技術者の専任は要しないものとする。

２　受注者は、契約後に契約書別記第 3 条の規定に基づく工程表に施工準備期間を記入して提出するものとする。

３　受注者は、施工準備期間内に資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置及び工事の施工等を行ってはならない。

（工期内の休日等）

第６条　工期に見込んでいる休日等には、日曜日、祝日、年末年始休暇の他、作業期間の全土曜日を含んでいる。

２　工期には、休日等の他、降水等による作業不能日数を月３日見込んでいる。

３　受注者は、次のいずれかに該当する場合、契約書別記第 23 条の規定に基づき、工期の延長を発注者へ請求することができる。

なお、変更後の工期については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

（１）　降雨等により、作業不能日数に大幅なかい離が生じた場合

（２）　建設資機材や作業員不足に起因し、工期内に工事を完成することができないと想定される場合

（設計内容の照査）

第７条　受注者は、設計図書について十分に照査を行い、条件変更等を発見したときは直ちに発注者へ通知し確認を得なければならない。

なお、次のような場合には監督職員に提案するものとする。

（１）　他の工法等によりコスト縮減が可能な場合

（２）　機能を損なわず、より効率的な構造での施工が可能な場合

（関連工事）

第８条　関連工事及び事業工期

本工事区域に隣接して当地区のほ場整備工事等を行うことから、充分に調整等を行うこと。

近接工事となるので、工事工程・運搬通路等について十分な調整を図るとともに、相互に協調し円滑に工事を進めるため各々現場代理人または監督職員等と十分打合せのうえ施工すること。

工　事　名	工　期
農地海岸保全施設災害復旧事業小友地区第１号工事	平成 29 年３月 15 日まで

（設計図書の変更）

第９条　現場状況により、施工条件等、設計図書と異なる場合は、変更することがある。

２　予算執行時の事由により、施工量・施工年次区分を変更することがある。

３　追加工種について、受注者は、設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、試験、数量計算及び図面作成等を監督職員から指示された場合は、これに応ずるものとする。

なお、経費については、別途協議の上、設計変更に計上する。

（東日本大震災津波に伴う工事契約変更の特例）

第１０条　この工事は、別紙に示す東日本大震災津波発災以降の工事契約変更に係る特例措置が適用される。

（第三者に対する措置）

第１１条　受注者は、工事の施工に先立ち、工事施工範囲を確認しなければならない。

２　騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮するとともに、関係法規を遵守し、地域住民との協調を図ったうえで、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

３　受注者は、国道、県道及び市町村道上又はこれに近接して工事施工する場合には、必要に応じ出入口に交通誘導員を配置し、交通安全に万全を期さなければならない。

なお、配置する交通誘導員の資格等については、第 15 条第 2 項によるものとする。

また、必要な場合はこれらに伴う、仮設計画を作成し、発注者から承諾を得るとともに、道路管理者及び公安委員会等、関係機関の承認又は許可を得たうえで、着工するものとする。

（建設副産物）

第１２条　この工事で発生する建設副産物については、適切に産業廃棄物処理場へ運搬処理するものとする。受注者は、建設副産物の処理委託業者が決まり次第、監督職員に処理委託業者を報告し、該当する副産物の処理資格を有する証明書類を提出しなければならない。

また、運搬委託する場合にも、運搬資格を有する証明書類を提出しなければならない。

２　受注者は、施工計画書に再生資源利用（促進）計画書を添付し、監督職員に提出しなければならない。

３　受注者は、工事完成後、速やかに再生資源利用（促進）実施書を、監督職員に提出しなければならない。

４　再生資源利用（促進）実施書には、処理伝票の写し（マニフェスト等）及び処理状況写真を添付すること。

（工事の施工）

第１３条　工事の施工

別添、水門工事特記仕様書を参照のこと。

（仮設工）

第１４条　仮設工

仮設工は任意仮設とするが、工法、規模、設置位置等については、事前に監督職員に報告のこと。

２　仮設道路、仮排水路、資材置場等については、受注者の責任で確保するものとする。

３　仮設に使用した用地については、使用後に原形復旧し、必ず所有者の承諾を得ること。

（交通安全管理）

第１５条　この工事の施工に当たっては、過積載の取締規定の整備及び罰則等に関する道路交通法の改正（平成５年法律第 43 号、平成６年５月 10 日施行）により、ダンプカーの過積載防止措置等法令遵守の徹底を図るものとする。

（１）施工に先立ち、作成する施工計画書に過積載の防止措置等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

（２）作業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底させること。

２　受注者は、交通誘導員について、警備業法施行規則第 38 条による教育の履歴者、建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導警備業務に係る検定（一級又は二級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等、確認できる資料を監督職員に提出するものとする。

（１）受注者は、交通誘導警備業務を警備業務者に委託した場合、かつ、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第２条の表の５の項の規定により都道府県公安委員会が認定した路線において交通誘導を行う場合にあっては、交通誘導を行う現場ごとに必ず交通誘導警備業務に係る検定（一級又は二級）の合格者を１人以上配置するものとし、合格証明書の写しを監督職員に提出するものとする。

（関係法令の遵守）

第１６条　受注者は、この工事に必要な官公庁等に対する申請及び諸手続きを遅滞なく行わなければならない。

また、費用を必要とする場合は、受注者が負担するものとする。

２　受注者は、工事の施工に当たり、希少野生動植物の保護に十分注意し、工事中に発見した場合、直ちに監督職員に報告しなければならない。

３　受注者は、埋蔵文化財包蔵地又はこれに近接して工事を行う場合、発注者及び埋蔵文化財調査員立会いのもと、埋蔵文化財包蔵範囲を図上で確認し、その範囲の境杭を現地に明示したうえで着手しなければならない。

（提出書類）

第１７条　監督職員の指示に基づき下記の書類を整理して提出するものとする。

なお、提出の手法については、別添「電子納品特記仕様書〔工事〕」によるものとする。

（１）施工計画書（工事着手前、施工計画書の内容に変更が生じた都度並びに追加となる工種の着手前までに提出する）

（２）出来形管理記録資料

（３）現場写真（ダイジェスト版を別冊で１部作成のこと）

（４）施工管理図表

（５）品質管理記録資料

（６）材料承諾願

（７）別添工種ごとの特記仕様書に提出すべきものとして記載された書類

（８）その他監督職員が必要と認めたもの

（その他）

第１８条　その他の特記事項

施工計画

（１）施工計画は、現場状況を精査のうえ、樹立すること。
（２）施工図は、現場状況を精査のうえ作成し、監督職員の承諾を得なければならない。
　　なお、承諾後は、施工図を設計図（設計数量）とし、施工管理を行うこと。

２　準拠基準

本設備の設計、製作据付等にあたっては、本特記仕様書によるほか、下記規格及び基準に準拠して行うものとする。

(1) 農業土木工事現場必携　平成 21 年度版（岩手県農林水産部）
(2) 河川管理施設等構造令　（(財) 日本河川協会）
(3) ダム・堰施設技術基準（案）（ダム・堰施設技術協会）
(4) 水門・樋門ゲート設計要領（案）（ダム・堰施設技術協会）
(5) 労働安全衛生規則
(6) その他、関係法令規則

２　定めなき事項

（１）この仕様書に定めのない事項又はこの工事の施工に当り疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と協議するものとする。
（２）監督職員と協議を行った場合、別に定める様式にて、工事打合簿を作成し提出すること。

水 門 工 事 特 記 仕 様 書

第１条　目的

本工事は農地海岸保全施設災害復旧事業小友地区第 2 号工事において水門の機械設備の設計・製作・据付を行うものである。

第２条　工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

ゲート形式　バランスウェイト式フラップゲート

右岸樋管　（純径間）2.5m×（有効高）1.0m×１門

左岸樋管　（純径間）2.3m×（有効高）1.6m×２門

第３条　設計条件

請負者は、設計図書及び準拠基準等をふまえながら、設計及び構造計算を行い、監督員の承諾を得た後、製造設計を行うものとする。

また、請負者は、設計図書に示す設計条件・仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮した構造としなければならない。

２　設計諸元

本工事におけるフラップゲートの設計は次表の条件を満たすものとする。

項　　目	仕　　様
設計水深前面（外水位）	右岸+16.03m（T.P. +14.94m） 左岸+16.74m（T.P. +15.18m）
設計水深後面（内水位）	右岸水深 0.0m（TP-1.09m） 左岸水深 0.0m（TP-1.56m）
残　留　水　位	朔望平均満潮位 T.P.+0.63m のとき 上流部取付水路において 右岸 T.P.+0.786m以下 左岸 T.P.+0.777m以下
水　密　方　式	後面四方水密
開　閉　操　作	常時：内外水位差による自動開閉方式 点検時：手動操作による強制開閉方式
た　わ　み　率	1／800 以下

２　材料

主要材料は、JIS 規格品、または同等品とし、構造材はステンレス鋼（SUS304）を使用することとする。決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

第４条　製作・据付

扉体

(1) 水密方式は四方ゴム水密とする。

(2) 扉体は十分な強度と剛性を有するとともに、振動、衝撃、座屈等に対して安全な構造とする。

(3) 扉体は水密確保、放流、排砂、流芥等を考慮したもので、振動および有害なキャビテーションの起こらない形状とし、流芥物等の衝撃に耐える強度を有するもので、かつ保守管理の容易な構造とする。

(4) 扉体の溜水を生じる部分には適切な水抜き孔を設けるものとする。

(5) 構造部材の接合は溶接を原則とする。ただし、構造上やむを得ないものについては、協議のうえボルト接合によることができるものとする。

(6) 水密ゴムは必要な強度、弾力性を有するとともに、耐候性、低温特性等を十分考慮したものとする。

(7) 水密ゴムは必要なつぶれ代を有し、開閉時に過度の摩擦やまくれが生じない形状とする。

(8) 水密ゴムは交換および調整が容易に行える構造とし、ゴム押え板、取付ボルトはステンレス鋼を使用するものとする。

(9) 連続構造の水密ゴムはできるだけ一体のものとして製作されたものを使用し、途中では接着剤等で接続しないものとする。つなぐ必要のある場合には、加硫接着とする。

2 戸当り

(1) 戸当りは必要な水密が保持できるよう、均一な平滑度を有し、水密材料との接触による摩耗あるいは接水による腐食の生じにくいものとする。

第５条　その他

施工にあたっては施工計画書を提出のうえ、承諾書により監督職員の承諾を得てから行うこと。

2 各種法令及び準拠基準に従い、適正な施工に努めること

3 別途「農地海岸保全施設災害復旧事業　小友地区　第１号工事（受注者：前田建設工業㈱・高惣建設㈱・長谷川建設㈱特定共同企業体）」と調整のうえ円滑な施工に努めること。

4 水門近くには機器銘板及び操作説明板を取り付けること。

5 電力会社、消防署等官公庁への協議、必要書類の作成は受注者の責により行うこと。

6 各種試運転・検査等にかかる費用については受注者の負担とし、必要な機材についても、受注者が用意すること。

7 本工事の施工にあたり「労働安全衛生法」その他関係法規に従い、常に安全管理に必要な処置を講じ労働災害の防止に努めるものとする。

8 完成図書には、各部品の交換時期をまとめた周期表等、維持管理に必要な情報を記載すること。

9 工事完成後は、以下の書類を速やかに提出すること。

(1)工事完成届

(2)工事写真

(3)完成写真

(4)取扱説明書

(5)試験成績書

(6)完成図書

(7)その他発注者が指定するもの

なお、完成図書の内容、編集等については、監督職員と打合せのうえ作成するものとする。

また、完成図書にはアフターケア体制について、機器及び装置毎の会社名、昼間、夜間等の緊急連絡体制を記載した内容を装丁するものとする。

別　紙（第 10 条関係）

東日本大震災津波に伴う工事契約変更の特例

（1）　インフレスライド

内　容	労務賃金等の変動に対し、請負代金額の変更を請求することができる。
ホームページ URL	http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/005586.html
請求の時期	直近の労務賃金等の変更日から完成工期の２ヶ月前まで

（2）　単品スライド

内　容	特定の建設資材（鋼材類、燃料類、コンクリート類）の価格変動に対し、請負代金額の変更を請求することができる。
ホームページ URL	http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/005591.html
請求の時期	直近の対象資材の変更日から完成工期の２ヶ月前まで

（3）　単価適用年月の変更

内　容	労務賃金や建設資機材等の価格変動に対し、積算書の単価適用年月の変更について、積算時点の年月から工事請負契約時点の年月への変更を請求することができる。
ホームページ URL	http://www.pref.iwate.jp/nouson/gijutsujouhou/003468.html
請求の時期	当初工事請負契約締結日から 14 日以内

（4）　遠隔地からの建設資材調達に要する輸送費の計上

内　容	不足する資材を遠隔地から調達せざるを得ない場合に、それに要する輸送費を契約変更で計上することを請求することができる。
ホームページ URL	http://www.pref.iwate.jp/nouson/gijutsujouhou/019367.html
請求の時期	工事施工場所に対象資材を搬入する７日前まで

（5）　労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用

内　容	①　労働者確保に要する追加費用に対しての当面の運用として、共通仮設費率及び現場管理費率について補正を行なっている。 ②　上記①の補正で算出された追加費用を超える場合、追加費用の変更を請求することができる。
ホームページ URL	http://www.pref.iwate.jp/nouson/gijutsujouhou/017091.html
請求の時期	実績変更対象費用として実際に支払った全ての領収書等証明資料が整い次第

電子納品特記仕様書〔工事〕

1　適用

本工事は、電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2　電子納品実施区分

本工事における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

（○）本工事は、電子納品を「義務」として実施する。 （　）本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「○」を記入すること

3　電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局土木関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
DRAWINGS	発注図面	○		
DRAWINGS/SPEC	特記仕様書	○		
MEET/ORG	工事打合せ簿、出来形管理 品質管理等		△	
	建設材料の品質記録保存		△	
	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の品質確保			
PLAN/ORG	施工計画書		△	
DRAWINGF	完成図		○	
PHOTO/PIC	工事写真書類		○	
PHOTO/DRA	参考図		△	
OTHARS/ORG	その他の資料		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4　電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で 2 部提出すること。

5　電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6　電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔工事〕

平成　年　月　日

様

受注者
住　所
氏　名

現場代理人氏名　　印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

工事名				CORINS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660（レベル 1）	部		平成　年　月	

〔備考〕

○ 電子納品チェックシステムによるチェック

・電子チェックシステムのバージョン：__．__．__

・チェック実施年月日：平成__年__月__日

○ CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容

・1／○：__

・2／○：

○ CD-R への表記例

工事番号：〇〇〇〇〇〇〇　　枚数/全枚数
工事名称：平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
平成〇年〇月
発注者署名欄
受注者署名欄
発注者：岩手県沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター農村整備室
受注者：〇〇株式会社
ウィルス対策ソフト名：〇〇〇〇
ウィルス定義：〇〇〇〇年〇月〇日版
チェック年月日：〇〇年〇月〇日
フォーマット形式：ISO9660(ﾚﾍﾞﾙ1)